

**デジタル社会の実現に向けた光ファイバの整備促進
及びユニバーサルサービス化に関する緊急提言**

令和3年2月5日

**全 国 知 事 会
全 国 市 長 会
全 国 町 村 会**

デジタル社会の実現に向けた光ファイバの整備促進 及びユニバーサルサービス化に関する緊急提言

光ファイバは、インターネットなど高度情報通信ネットワークを支えるＩＣＴインフラとして、今般のコロナ禍を契機に国を挙げて社会全体のデジタル化が進められる中、その重要性が一段と高まっている。昨年12月25日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においても、光ファイバ網等の高度情報通信ネットワークは、デジタル社会におけるデータの活用に不可欠な前提となるものであることから、広く国民の利便性向上等を図るために、その整備・維持・充実を図るとされている。

デジタル社会が進展すればするほど、光ファイバは、まさに道路や水道、電気などと同じく、国民生活や経済活動にとって欠かすことのできない重要な社会インフラである。

しかしながら、過疎地や離島等の「条件不利地域」においては、依然として多くの光ファイバ未整備地域が残されている。例えば、全国の有人離島における光ファイバの整備率は、離島数ベースで63%（令和2年度国補正予算活用後見込み）に止まっており、未だ整備の見通しが立っていない地域もあるなど、まだまだ厳しい状況と言わざるを得ない。

他方、国の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」では、2021年度末までに光ファイバの整備が完了するとの前提の下、その後の維持を基本として「ブロードバンドのユニバーサルサービス化」が検討されている。ユニバーサルサービス化に向けた取組については評価するものの、光ファイバの未整備地域が決して置き去りにされることのないよう、また、設備の拡充など「整備」という観点も含めて議論が進められる必要がある。

国は、前述の基本方針の中で、今般の「デジタル改革」が目指すデジタル社会のビジョンとして、「一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるとされている。

地方三団体としても、これが確実に実現され、地域によってデジタルサービス格差が生じることのないよう、国と心を一つに、全力で取り組んでいくとの決意の下、以下の項目について緊急提言を行うものである。

1 光ファイバの整備促進

コロナの時代における「新たな日常」や、Society5.0時代に対応した様々なサービスを提供していくためには、全国くまなく、誰もが希望する場所で安定的に「光ファイバによる超高速ブロードバンド」を利用できる環境が必要である。

国は、令和2年度補正予算において、光ファイバ整備の支援に係る予算措置を大幅に増額し、併せて支援対象を条件不利地域以外にも拡大され、これが、それまで整備が進まなかつた地域での整備促進につながっているが、実際の整備には、各地域の実情等に応じて一定の期間を要することから、今後もこうした支援制度を継続すること。

また、特に離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

さらに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靭化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。

あわせて、公設の光ファイバ網が風水害等により被害を受けた場合の災害復旧事業については、デジタル社会を支える情報通信基盤の重要性に鑑み、道路等の公共インフラと同様の復旧に係る財政支援措置を講じること。

2 光ファイバの高度化支援

コロナ禍において急速に普及したテレワークや、取組が進展した遠隔教育、遠隔医療などは、これから「新たな日常」の中で、ますます活用の拡大や多様化が進んでいくと見込まれ、現在の光ファイバ網の性能では、通信量の増大等に対応できなくなることが懸念される。

このため、単に光ファイバが敷設されているというだけでなく、社会的ニーズの変化や技術進展に応じ、芯線増強や機器更新等によって、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できる環境を確保していく必要があることから、こうした光ファイバ網の性能の高度化に対する支援制度を拡充すること。

3 光ファイバのユニバーサルサービス化

将来に向けて、国民があまねくデジタル社会の恩恵を享受するためには、光ファイバ等による超高速で安定したプロードバンド環境を全国くまなく整備した上で、ニーズの拡大や高度化等を踏まえながら、継続的に維持・拡充・更新していく必要がある。

そのためには、安定的な財源の確保が不可欠であることから、光ファイバ等の超高速プロードバンドをユニバーサルサービスとして速やかに位置付けるとともに、競争補完のために設けられる交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る整備費と、維持管理費の両方を費用負担の対象経費とすること。

また、当該交付金のユニバーサルサービス提供事業者への配分については、整備・維持に多額のコストを要する離島等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること。

4 公設光ファイバの民間移行に対する支援

公設の光ファイバ網については、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しかため、「構造的に不採算」の状況にある。

このため、効率的な管理運営を進める観点から、民間への移行を行おうとする場合にも、コスト面が支障となり、協議が進展しないことから、これを「ユニバーサルサービス制度の対象」とするほか、民間移行を促進するための地方自治体への支援制度について、更なる拡充を図ること。

5 光ファイバ整備等に関する地方との協議

社会全体のデジタル化に当たり、光ファイバ等のブロードバンド基盤の在り方は、地方に大きな影響を及ぼすことから、その議論については、「広く地方自治体の参加を可能」としたオープンな形で実施し、また、離島等に関する問題を個別の視点に加えるなど、地方の意見をしっかりと踏まえる手法で進めること。

この観点からも、「国と地方の協議の場」における「デジタル化に関する分野別分科会」等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

令和3年2月4日

全 国 知 事 会
全 国 市 長 会
全 国 町 村 会